平成２３年（フ）第３６７号
静岡県沼津市我入道南条寺59番地、前住所静岡県沼津市旭町31番地の１　エクセレントプラザ沼津103号
債務者　鈴木　一男
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
静岡県裾野市石脇338番地の１　ラヴィアンローズ102、住民票上の住所静岡県駿東郡長泉町下土狩1427番地の20
債務者　大島まゆ美
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
静岡県熱海市泉109番地の１　ライオンズマンション湯河原千歳川201
債務者　山﨑　和男
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
静岡県伊東市川奈1231番地の336
債務者　萩原　暢宏
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
静岡県伊東市玖須美元和田730番地の142　雇用促進住宅１号棟305号、前住所静岡県伊豆の国市天野322番地の５
債務者　内田　由美
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
静岡県熱海市伊豆山1173番地の13　11棟403号
債務者　石岡　昌憲
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
静岡県駿東郡長泉町桜堤２丁目11番１―206号　レオパレスポピー
債務者　島田　愛子
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４００号
静岡県三島市梅名495番地の３　アヴェニール・ドゥ・モエ203
債務者　吉川ひとみ
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
静岡県沼津市御幸町10番23号、従前の住所地東京都武蔵野市御殿山１丁目７番６―Ｂ４号乙甲ユースフル吉祥寺
債務者　植松　巨樹
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
静岡県伊東市宇佐美1611―５椙下アパート２号室、住民票上の住所静岡県熱海市下多賀153番地の１
債務者　阿部　光男
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
愛知県岡崎市城南町３丁目６番地５　シャトレ城南Ｂ―202、旧住所愛知県一宮市浅井町前野字薬師前16番地
債務者　尾関　七恵
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
三重県四日市市笹川３丁目234番地２
債務者　西尾　由香
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
京都府亀岡市曽我部町寺恋谷46番地７
債務者　吉田　英樹
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
鹿児島県霧島市隼人町内山田１丁目４番25―201号　オーガクビル
債務者　柴垣　弘久
１　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
沖縄県糸満市字米須321番地、住民票上の住所沖縄県糸満市字米須824番地の１県営米須団地１号棟305号
債務者　伊敷美和子
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１５号
北海道室蘭市母恋南町３丁目24番３号
債務者　岩崎　太介
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
北海道登別市若草町３丁目９番地９　コーポ風見とり、前住所北海道登別市美園町３丁目34番地６
債務者　朝比奈博康
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

第明治三十二種郵便物認可